



三笠市 食のまちづくり基本条例解説

第2回

【問合先】企画調整課企画係 ☎②3182

先月から「三笠市食のまちづくり基本条例」について解説をしています。第2回目となる今回は、第3条から第5条までを解説します。

なお、条文全文は、市ホームページや企画調整課で公表していますので、ご覧ください。



条例の基本理念(第3条)

基本理念

第3条 食のまちづくりは、次の各号に掲げる基本理念に基づいて推進するものとする。

- (1) 食のまちづくりは、食が生命を養い、健康を保つために欠くことのできないものであることを認識して、食育を通じた市民の健全で豊かな食生活環境の充実及び発展に努めるものとする。
- (2) 食のまちづくりは、北海道三笠高等学校の生徒やその卒業生をはじめ、誰もが食に関する知識又は技術若しくは技能を学べる環境の充実及び発展に努めるものとする。
- (3) 食のまちづくりは、食を多様に活用することにより本市の産業全体が発展し、市内経済の持続的な振興が図られる環境の充実及び発展に努めるものとする。
- (4) 食のまちづくりは、我が国の食料自給率の向上を目指すとともに、本市の旬の食材を食する地産地消の促進及び食の安全性の確保を図り、食を育む環境の充実及び発展に努めるものとする。
- (5) 食のまちづくりは、食が観光における基本的なサービスの一つであり、来訪者に本市の特性を感じさせる重要な要素であることを認識して、食と連携した観光の充実及び発展に努めるものとする。
- (6) 食のまちづくりは、食が日常生活に深く関わるものであることを認識して、市、市民、教育関係者等、事業者及び関係団体が主体的に参画し、互いに理解し合い協働して推進するよう努めるものとする。
- (7) 食のまちづくりは、本市の肥沃な大地によって育まれた食味の高い食材を活用するとともに、北海道各地の滋味豊かな食材を積極的に取り入れ、北海道全体の食との連携にも努めるものとする。





解 説

第3条では、食のまちづくりにおける基本理念を明らかにしています。食のまちづくりでは、食を守り、育み、または活かすまちづくりを進めていきますが、基本理念はその柱となるものです。



(1)では、食育を通じた健全で豊かな食生活環境の発展などに努めることを定めています。食育とは、市民一人ひとりが生涯を通じた健康の確保などが図れるよう、食に関するさまざまな知識や判断力を正しく身に付けるための取り組みをいいます。食のまちづくりは、食が生命を養い、健康を保つために欠くことのできないものであることを認識し、食育を通じた健全で豊かな食生活環境の発展などに努めるものとしします。

(2)では、食に関する教育の発展などに努めることを定めています。食のまちづくりでは、食に関する教育に取り組み、北海道三笠高等学校の生徒やその卒業生をはじめ、誰もが食に関する知識または技術や技能を学べる環境の発展などに努めるものとしします。

(3)では、食を活用した産業・経済の発展などに努めることを定めています。食のまちづくりは、食材や食品の生産、製造、加工、流通、販売または調理など、食を多様に活用することによって本市の産業全体が発展し、市内経済の持続的な振興が図られる環境の整備に努めるものとしします。

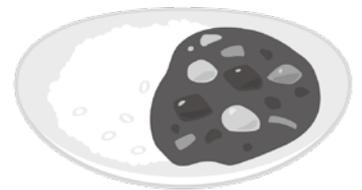
(4)では、食を育む生産環境の発展などに努めることを定めています。食のまちづくりには、食を育む生産環境が重要であることから、食料自給率の向上を目指すとともに、地産地消の推進や食の安全性の確保にも配慮した環境の整備に努めるものとしします。

(5)では、食と連携した観光の発展などに努めることを定めています。食のまちづくりは、食が観光の重要な要素であることを認識して、食と連携した観光の整備に努めるものとしします。

(6)では、食のまちづくりにおける協働について定めています。

食のまちづくりは、食が市民などの日常生活に深く関わる根幹的なものであって、市、市民、事業者および関係団体が主体的に参画し、互いに理解し合い、協働して推進することに努めるものとしします。

(7)では、北海道全体の食との連携について定めています。食のまちづくりは、本市の食のみならず北海道全体の豊かな食とも連携し、相互の食の活性化に努めるものとしします。



次回は、市の役割などについて解説します。

